

道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例をここに公
布する。

平成26年4月11日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合条例第19号

道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による文書の作成及び公表に関し必要な事項については、財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年千歳市条例第12号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。